

令和7・8年度 建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿(市内業者)

[illegible]

(注1) 建設コンサルタント登録規程第5条、地質調査業者登録規程第5条又は補償コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録業者。

(注2) 測量法第55条、建築士法第23条又は日本土地家屋調査士会連合会会則第35条の規定により登録され、入札業務を希望する登録業者。若しくは土木関係建設コンサルタント業務を希望する業者。